

10月は

# 「正しい犬の飼い方強調月間」です

特集



人と犬が地域社会で気持ちよく暮らせるよう、犬のしつけや健康管理をすることは、犬への愛情の形です。

人とペットが幸せに暮らすことができる社会づくりのため、きちんとしつけをしてルールとマナーを守りましょう。

☎生活衛生課 ☎(626)1108

## ＼気を付けよう！犬のトラブル／

### ① ぶん尿に関するトラブル

公共の場所(道路や公園)で犬のぶんや尿を放置するのは禁止です。ぶんを拾うのはもちろんのこと、住宅街では尿の放置もマナー違反です。悪臭の原因にならないよう、ペットシートの上で排泄させるか、水で尿を洗い流しましょう。極力、自宅で排泄させてから散歩に出掛けましょう。私有地の花壇や塀などに犬が尿を掛けるのもマナー違反です。



### ② 放し飼いによるトラブル

公園や河原でドッグランのように犬を放すのは条例で禁止されています。「おとなしいから」「かみついたりしないから」というのは、飼い主の勝手な言い訳です。小型犬でも犬が怖いと感じる人がいます。また、放し飼いにする事で、犬が迷子になったり交通事故に遭ったりするなど、愛犬を危険にさらすこともありますので、絶対にしていただきません。



### ③ 鳴き声に関するトラブル

愛犬の鳴き声は、飼い主はうるさく感じなくても、他人には騒音となります。特に、深夜や早朝の犬の鳴き声は、近隣住民の迷惑となるため、すぐに制止するか、部屋を防音仕様にするなどの対策が必要です。飼い主が不在時に犬が鳴き続けてしまう場合は、動物病院での専門的治療が必要な場合があります。



### ④ 臭いのトラブル

排泄物などのごみや犬の臭いなどは、一緒に暮らす飼い主は気にならなくても、他人には気になる場合があります。適切にごみを管理し、定期的に清掃する、こまめに愛犬の手入れをするなどして悪臭を防ぎましょう。また、ブラッシングした時の抜け毛の飛び散りにも注意しましょう。



## 市動物愛護センター「宮わんにゃんパーク」(竹林町)で学ぼう

- ▼対象 市内在住か通勤通学者。
- ▼定員 各先着5組。
- ▼申込期限 10月18日午後5時。
- ▼申込方法 電話で、生活衛生課 ☎(626)1108へ。

講座名	日時
ステップアップ講座 ドッグトレーナーに学ぶ犬のお散歩レッスン  1005590	10月23日(水) 午後2時～3時
ペット防災 犬のキャリー・クレートトレーニング&トイレしつけに挑戦  1036747	10月24日(木) 午後2時～3時
犬と参加する正しい飼い方・接し方教室  1005590 ①パピークラス②成犬クラス	10月26日(土) ①午後1時～2時 ②午後2時15分～3時15分

## ＼備えておこう！

### 災害時の対応について

市内すべての避難所でペットとの同行避難が可能です。いざという時に安心して避難生活を送ることができるよう、ケージで過ごす練習、「おいで・待て・座れ」や無駄ぼえをしないなどの基本的なしつけを日常的に行うようにしましょう。また、狂犬病予防注射やノミ・ダニの駆除を行うなど、日ごろから愛犬の健康管理に気を付け、災害に備えておきましょう。

